

平成22年12月

太宰府市議会環境厚生常任委員会会議録

平成22年12月9日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

[平成22年太宰府市議会第4回(12月)定例会 環境厚生常任委員会]

平成22年12月9日

午前10時開会

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第 73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について
[各所管課]
- 日程第2 議案第 74号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第 75号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第 81号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第 82号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第 83号 平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第 84号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 請願第 5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第9 請願第 6号 安心安全の見地に基づく携帯電話中継基地局設置の適正化に関する請願

2 出席委員は次のとおりである(6名)

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	不 老 光 幸 議員	委員	安 部 啓 治 議員
〃	藤 井 雅 之 議員	〃	原 田 久 美 子 議員

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名(10名)

市民生活部長	和 田 有 司	健康福祉部長	和 田 敏 信
市民課長	原 野 敏 彦	環境課長	篠 原 司
人権政策課長	蜷 川 二三雄	福祉課長	宮 原 仁
高齢者支援課長	古 野 洋 敏	国保年金課長	坂 口 進
子育て支援課長	原 田 治 親	保健センター所長	中 島 俊 二

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会議務局長 田 中 利 雄
議 事 課 長 櫻 井 三 郎
書 記 浅 井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員数は6名です。

定足数に達していますので、これより環境厚生常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第73号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分を、議題とします。

ここで、お諮りします。

これから歳入歳出補正予算の審査になりますが、審査の都合上、まず事項別明細の歳出から審査を行います。

歳出の補足説明におきまして、歳入、債務負担行為等の補正が関連する部分を同時に説明したほうがわかりやすい項目については、それらについても一括して説明をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認めます。

それから執行部におかれましては、今回の補正において、入札減、不用額、執行残等による減額分がありましたら、説明を簡略に行なってください。

それでは、補正予算書16ページから19ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費についてですが、1目から11目までを、順に執行部から補足説明をお願いします。

福祉課長

○福祉課長（宮原 仁） まず、17ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の991でございますけれども、住宅手当緊急特別措置事業関係費、20節の扶助費でございます。住宅手当給付費97万円の増額補正の内容についてご説明いたします。失業者の住まいを確保し安心して就職活動を行っていくために昨年の10月から行われている事業でございます。前回の9月議会で住宅手当利用者にとって使いやすい制度ということで国のほうからの支給要件などが緩和されたことで補正をさせていただきましたけれども、年末を迎えまして福岡南公共職業安定所、ハローワーク福岡南でございますが、そこにおきまして12月21日に求職者支援の説明会を実施されるということで予定がなされております。それで、このPRをされまして、ここで説明され、またそういった職を失った方が増えるかもしれないけれども、また来年の3月までの見込みを算定いたしますと不足を生じますことから、今回補正をお願いします

るものでございます。これにつきましては、国の補助金が10分の10の補助がありますので、歳入の11ページをお開き願いたいと思います。その1節住宅手当緊急特別措置事業補助金として97万円、これもあわせて補正をお願いするものでございます。

それから3目に移らせていただきます。障害者対策費、バリアフリー推進費の23節償還金、利子及び割引料でございます。障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業補助金精算返還金13万6,000円につきましては、平成21年度の福岡県障害者自立支援臨時特例交付金特別対策事業補助金、オストメイト対応トイレでございますが、この交付額が決定されましたので、県費補助金を精算し、その差額分を返還するものでございます。次に障害者福祉都市推進費の13節委託料福祉タクシー運営委託料70万円は、当初予算では、前年度決算額で計上してございましたけれども、タクシーの利用者が増えたということから、また3月までの見込みを算定しますと不足を生じますので、補正をお願いするものでございます。

次に4目、障害者自立支援費でございます。100の介護・訓練等給付関係費の19節負担金、補助金及び交付金、通所サービス利用促進事業補助金268万6,000円につきましては、通所サービスを行っている施設に対しまして、主に送迎サービス等で要した費用を助成する事業でございます。今回の補正は、福岡県の労働最低賃金に変更されたことに伴うものでございます。この事業につきましては、福岡県の補助金が4分の3の補助がございますので、歳入の13ページをお開き願いたいと思います。その1節社会福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業補助金として201万4,000円もあわせて補正をお願いするものでございます。次に歳出20節扶助費、介護訓練給付関係費、5,330万5,000円の増額補正の内容をご説明いたします。今回の補正は、4月から福祉サービス等利用負担軽減により低所得者の利用者負担が無料になったことや、利用者が平成21年度の上半期と比較をしますと、160件の増となったこと、それから、3月までの見込みを算定いたしますと不足が生じますのでその補正をお願いするものでございます。なお、この事業につきましても国庫負担金2分の1の補助がございます。歳入の11ページをお開き願いたいと思います。その社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金として2,665万2,000円また、県の負担金として、4分の1の補助がございますので、歳入の13ページの県負担金を見ていただきたいと思います。1節社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金として1,332万6,000円をあわせて補正をお願いするものでございます。次に歳出の101の自立支援医療費支給関係費でございます。13節委託料、自立支援医療（更生医療）審査委託料4万円、それから20節の扶助費、自立支援医療（更生医療）給付費2,000万円の増額補正の内容についてご説明をいたします。今回の補正につきましては、生活保護受給者であります人口透析者が平成21年7月から平成22年6月までの生活保護医療費で請求をされていたことが判明いたしましたので、過誤として病院それから国保連合会を通じまして平成22年度中に請求がございます。そのための補正をお願いするものでございます。これに伴いまして、先ほど審査委託料で4万円を説明いたしましたけれども、この審査委託料が発生いたしますので4万円をあわせて補正をするものでございます。なお、この事業につきましても国庫負担金2分の1の補助がございます。歳入の11ペー

ジをお開きください。ここに社会福祉費負担金、自立支援医療給付（更生医療）費負担金として1,000万円、また県負担金として4分の1の補助がございますので、歳入の13ページをお開きいただきたいと思います。この1節社会福祉費負担金の自立支援医療給付（更生医療）費負担金の500万円もあわせて補正をお願いするものでございます。続きまして23節償還金、利子及び割引料でございます。自立支援医療（更生医療）給付費国庫負担金精算返還金145万円及び県費負担金精算返還金72万5,000円につきましては、平成21年度の国庫負担金及び県費負担金の交付額が決定されましたので、その差額分を返還するものでございます。次に104地域生活支援事業関係費につきましてご説明申し上げます。13節委託料、移動支援事業委託料826万円の増額補正の内容についてご説明をいたします。この事業につきましては、市独自によります地域生活支援事業の中で、屋外での移動が困難な障害者、児に外出のための付き添い、介護を行い、障害者の移動を支援する事業でございます。先ほど介護給付費でご説明申し上げましたように、4月からの福祉サービス等の利用負担軽減によります低所得者の利用負担が無料になったこと、それから利用者増になったこと、それから3月までの見込みを算定しますと不足を生じることから補正をお願いするものでございます。この事業につきましても国庫補助金2分の1の補助がございますので、歳入の11ページでございますが、1節の社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金として584万7,000円、また県費補助金として4分の1の補助がございますので歳入の13ページの1節、社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金として292万3,000円もあわせて補正をお願いするものでございます。続きまして20節扶助費でございます。日常生活用具給付等給付費343万4,000円の増額補正の内容についてご説明を申し上げます。この項目につきましては、4月から福祉サービス等の低所得者の利用負担が無料になったこと、それから利用者が増えたこと、それから3月までの見込みを算定しますと不足が生じることから今回補正をお願いするものでございます。この事業の歳入につきましては、先ほど説明しました地域生活支援委託料、国、県の補助額を申し上げましたけれども、その中に合算しての金額を計上させていただいておるところでございます。それから107障害者福祉団体助成関係費、11節需用費、光熱水費12万円及び17節公有財産購入費、社会福祉施設購入費210万円の増額補正の内容についてご説明申し上げます。これにつきましては、太宰府消防署新築工事に伴いまして看護学校跡地にプレハブにて太宰府消防署仮庁舎を設置されまして業務が行われておりました。12月で消防署の新庁舎が完成になりまして、引っ越しをされます。その移動後の仮庁舎の有効利用といたしまして市のほうでこの仮庁舎、プレハブでございますけれども、これを購入しまして、障害者団体の作業場として利用したいと思っておりますので今回補正をお願いするものでございます。それに伴います光熱水費もあわせて計上をするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 次、国保年金課長。

○国保年金課長（坂口 進） 3款1項6目重度障害者医療対策費、23節償還金、利子及び割引料の補正でございますが、県から2分の1の補助を受けて重度障害者の医療給付を行っております。

今回平成21年度県費補助金の額が確定したことで、精算返還金の不足額121万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 11日人権センター費、南体育館関係費についてご説明いたします。

本年6月議会で南体育館の耐震診断委託料を補正させていただき、現在耐震診断中で、最終報告書は出ておりませんが、補強工事が必要であると判断するI S値0.6を下回る箇所が数カ所あるということから避難所の基準I S値0.75を上回るよう耐震工事を行うものでございます。13節に耐震工事の設計監理等委託料50万円、15節に臨時工事として766万5,000円とあわせまして傷んでおります体育館床金具工事80万円の計846万5,000円をお願いするものでございます。これは、歳入と関係しております。14ページをお開きください。歳入の21款、1項市債4目の消防債、3節の公共施設耐震化事業債として、ここに2,290万円が計上されておりますが、そのうちの1,040万円が南体育館耐震化事業分でございます。内訳といたしましては、耐震工事766万5,000円と設計監理等委託料50万円に耐震診断委託料の予算額348万5,000円をあわせました1,165万円の90%それを10万円単位で端数処理したものが1,040万円となります。また、6ページをお願いいたします。第4表の地方債補正として、一番上の欄にただ今説明いたしました市債の補正分を上げております。さらに4ページをお願いいたします。第2表繰越明許費の3民生費に南体育館耐震化工事関係の設計監理委託及び臨時工事につきましては、今年度内に工事を完了することが困難なことから、繰越明許をさせていただくものでございます。

よそしくお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 1項4目の107の17節公有財産購入費でございますが、これはプレハブの広さがわかりますか。それからこれに対する備品等は発生するのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） この建物につきましては、坪数で言いますと20坪でございます。

備品につきましては、今のところ発生はしないようになっております。なぜならば、消防署が使っていた部分を使わせていただくと、それと必要がない部分については撤去をお願いするという形をとっております。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 今現在使っている施設内に事務所がありますよね、それも今後使う予定だろうと思うのですが、仮に使った場合に、その連絡方法、インターホンか電話か何かをつなぐ予定はあるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 同じ敷地内に現在事務所を構えられまして、作業等を行われているということでございます。ただ、この部分につきましては、予定としましては現在作業をされている部分その分をそちらのほうに使っていただくというふうなことで考えております。ただ、その連絡という部分につきましては、距離にして100mぐらいだと思いますので、その部分については団体のほうが管理されるというふうに考えております。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 同じく障害者自立支援費の関係ですが、先ほど人工透析を受けておられる生活保護の方の説明をいただきましたが、その透析を受けておられる方が何人おられるのかということと、分かれば週どれぐらいの日数の透析を受けておられるのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 人数にいたしますとお一人の方でございます。人工透析は、大体週に3回行われております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 南体育館ですね、これできてから何年ぐらいになるのですか、耐震工事をされるのはいいのですが。

○委員長（中林宗樹委員） 人権政策課長。

○人権政策課長（蜷川二三雄） 南体育館が開館しましたのは昭和56年、1981年で約30年を迎えようとしております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 大体耐用年数はどれぐらいで計算されているのですか。こういう体育館は。そうしないと建て替えなどいろいろな問題が出てくると思いますのでね。

○委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 公共施設で鉄筋コンクリート、こういう構造物の場合は、基本的に60年という形でみております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑は終わります。

次に、18ページから21ページの2項児童福祉費、2目、3目について順に補足説明を求めます。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 19ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、について説明させていただきます。

まず、20節扶助費、子ども手当です。受給対象者が当初の予算時に推定した数より少なかったということにより、5,330万円の減額補正をさせていただくものであります。これは、公務員世帯並びに単身赴任世帯が予想を上回って多かったということによるものでございます。歳入が関連をいたします。11ページをお願いいたします。11ページ中ほどでございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の子ども手当国庫負担金でございます。4,491万円、同

じく次の13ページをお願いいたします。上のほうになりますが、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、4節子ども手当負担金で439万円を子ども手当の負担割合により減額補正をさせていただくものでございます。次に21ページに再度お戻りください。保育所費でございます。市立保育所管理運営費、工事請負費でございますが、これは南保育所の屋根の放水工事を行うもので、保育室の壁自体に雨水が入りこんでいる状況がありましたので、屋上のほうを調査いたしました。その結果、屋根の防水シートが機能を果たしておりませんでしたので、今回336万円を追加補正させていただいて補修工事を行うものでございます。

続きまして私立保育所関係費でございます。13節委託料でございますが、待機児童解消のために保育所定員の弾力的運用で保育所定員の枠を超えて入所決定をしている状況でございます、その関係で入所児童の増にともなう運営委託料2,779万円を補正させていただくところでございます。これも歳入が関連いたします。11ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金で一番上になりますが、保育所保育料338万円を、続きまして下の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金の保育所運営費負担金941万4,000円、これは国の2分の1の負担となっております。同じく次の13ページをお願いいたします。上のほうになりますが、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の保育所運営費負担金で470万7,000円、これも4分の1が県負担金となっております。

続きまして21ページに再度お戻りください。23節償還金、利子及び割引料でございます。これは、福岡県保育対策等促進事業費補助金精算返還金として平成21年度分の交付額と決定額の差額123万7,000円を返還金として追加補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 2点伺います。まず、児童措置費に関してですが、子ども手当の予想が当初より少なかったという説明がありましたが、具体的に何人少なかったのかというのが1点と、次の保育所費の関係で、南保育所の修繕の関係は点検をされて防水シートが機能していなかったということですが、では五条保育所のほうはどうだったのか、五条保育所は点検等はされたのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まず、子ども手当ですが、当初10,100人対象者として見込んでおりました。決算見込みとして9,690人ぐらいを見込んでおります。その差し引きとして400人ぐらい……。公務員につきましては各市町村のほうの人事担当のほうにお出しをすると、及び単身赴任者につきましては、生計の対象者が受給対象者というふうになりますので、たとえば太宰府市にお住まいで生計主体者がほかの市町村に単身赴任されているところにつきましては、その単身赴任先で申請をしていただくと、その単身赴任先で子ども手当の支給をするということになってお

りますので、その関係で、その見込みが浅かったというか、当初見込みがなかなか取れない状況でございましたので、400人ぐらいが減になっておりまして、1人1万3,000円分という形になりますので、結構大きな金額でございますが、そのような形になっております。

あと、2点目の防水工事の関係なのですが、とくに南保育所の場合は壁伝いに水が相当漏れておりまして原因がわからなかったのですが、業者に依頼したところ屋根の防水シートということで、防水装置が相当古くなっておりまして、その関係が出ましたので今回補正をさせていただきました。五条保育所につきましては、若干そういう状況も無きにしても有らず、今別に漏水をしている状況でもございませんので、五条の全体的なところにつきましては、今回は調査いたしておりません。以上です。

○委員長（中林宗樹委員） 藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） もう1点、子ども手当に関しては、新聞やテレビでの報道でもいろいろ情報が錯綜していますよね、2万円になったり、またその金額が下がったりという部分で。来年度以降の対応はどういう状況になってもきちんと支給できるような対応をとっておられる状況、どういうふうになるのかということと、あと保育所費の関係で五条保育所はそういった状況が見られるけれども調査はしていないという答弁をいただきましたが、いつになったらその調査をするのか。状況を見られるということはある程度把握はされているのかなとは思うのですが、その調査するというまでは至っていないということですが、その点について、ではどのような状況になったら調査しようというふうに考えておられるのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まず1点目の子ども手当でございますが、今藤井委員が言われるように国のほうも方向性が定まったところではございません。実質増額になった部分は国庫負担がほとんど関わってくるところでございますので、それを見込んだところで当初予算の検討を今しているところでございます。

2点目の五条保育所につきましては、まだ漏れているところの状況が現場から上がってきておりませんので、五条保育所自体が相当老朽化が進んでおりますので、その辺も建て替えも視野にいったところで今後検討をさせていただきたいと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

それでは次にいきます。

3項生活保護費、1目2目について、補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費の120の生活保護認定支給事務関係費についてご説明を申し上げます。

まず、12節役務費、郵便料14万円、介護給付費審査支払手数料3万円、社会保険診療報酬支払基金事務費17万円につきましては、生活保護世帯増の見込みによります補正でございます。それから14節使用料及び賃借料の回線使用料1万2,000円と18節パソコン一式109万6,000円につつま

しては、平成23年4月から厚生労働省が全国的に生活保護業務のデータシステムを導入するというところでございます。それに伴います医療扶助の審査支払機関からのレセプト電子データをオンラインで受領しなければならないということになりまして、オンライン受信の光回線の取り込みやパソコン、プリンタなどの関係機器を購入するものでございます。オンラインによるレセプト受領の体制整備に必要な経費につきましては、セイフティーネット支援対策等事業の適正化推進事業の中の10分の10の国の補助になります。それで歳入の11ページをお開きいただきたいのですが、1目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の生活保護費補助金109万6,000円をあわせて補正するものでございます。

続きまして、2目扶助費、生活保護費の20節扶助費の2億4,660万円の増額補正の内容についてご説明いたします。生活扶助費5,500万円、住宅扶助費2,500万円、医療扶助費1億6,500万円、介護扶助費160万円は近年の社会経済の低迷によります影響などがでまして生活保護世帯の増加が見込まれるということでございますので、その補正をお願いするものでございます。生活保護につきましては国庫負担金として4分の3の補助がございますので歳入の11ページに11節生活保護費負担金1億8,495万円の補正をあわせてお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 1目の備品購入費のパソコン一式で、説明で医療レセプトのオンライン化に伴う部分ということでしたが、これはオンラインをする上で個人情報保護の関係で単独で引張らなければならないのではないかと思いますのですが、その辺の工事もふくまれているのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） 今委員さんが言われましたように、単独で回線を引き込むようになります。それで工事費につきましては、3万円ほど掛かるのですが、1月からになるかと思うのですが、それについては無料ということで確認をとっております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

それでは次にいきます。

次に、4款衛生費、1項、3目母子保健費について、補足説明を求めます。

保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 保健センター所管分の補正予算につきましてご説明いたします。

補正予算書の20ページからの4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費23万8,000円の増額補正につきましては、全額妊婦健康診査関係費となっております。内容につきましては、現在本市におきましては、14回分の妊婦健康診査補助をおこなっておりますけれども、成人T細胞白血病、ATLと言いますけれども、それとかHTLV-1関連脊髄症、HAMと言いますけれども、の原因でありますヒト白血病ウイルス1型、HTLV-1抗体検査を妊婦健診の初回時に追加する

ための費用、1人当たり850円の検査費用を追加補正するものでございます。20ページの13節17万円につきましては、医療機関に支払うもの、次に23ページの19節の6万8,000円は、県外等で受診された方への償還払いでございます。平成23年1月1日からの妊婦健康診査補助券に同項目を追加して交付をする予定にしております。このウィルスの主な感染経路は、母子感染でありまして、母子感染につきましては出産までに検査を行って、感染者を早期に発見し、母乳保育を避けて人工乳にするかまたは、母乳保育の期間を短くすることで感染を防止することができます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） これは私も一般質問をさせていただいた部分ですが、国を初め県のほうも力を入れて無料化という方向でいっているわけですが、相談窓口をどういうふに対応されるかというところは市としては検討しているのでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） 保健センター所長。

○保健センター所長（中島俊二） 6月議会の前から、そういう問題もありましたので、妊婦健康診査のときに、こういう情報を妊婦さんのほうにチラシを配布したりポスターを貼付したりしておりました。

それで、そういうご相談については保健センターの保健師でお受けすることもあるのですが、今現在相談窓口としては県の保健所がなっております。それで今月の22日に福岡県の主催で市町村職員を対象とした、このHTLV-1の母子感染及びキャリア支援のための研修会が開催される予定でございます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

それでは次にいきます。

次に、5項労働費、1項、1目労働諸費について、補足説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） はい。5項労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、労働関係費13節委託料、地域活性化物産販売委託料80万9,000円の減額補正についてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、福岡県ふるさと雇用再生特別基金事業基金の10分の10の補助があるのですが、この補助金を活用しまして太宰府市が地域活性化のための拠点事業として、平成22年度、23年度の2カ年事業で実施しておるところでございます。今回減額する理由につきましては、4月から県の補助金交付決定の通知がきまして、それから準備にかかった関係上4月1日から本来はすべきだったのですが、5月1日からの開始ということになりましたので、その1カ月分の遅れがでまして、その内容を減額するものでございます。

また、歳入につきましては、県補助金としまして10分の10の補助がございますので、歳入の13ページの1節労働費補助金のふるさと雇用再生特別基金事業補助金として80万9,000円の減額補

正をお願いするものでございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ、次にいきます。

26、27ページの 10款教育費、1項、5目幼稚園費について、執行部からの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 27ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、5目幼稚園費、19節になります。負担金、補助金及び交付金の幼稚園就園奨励費補助金でございます。これは今回補助単価の改正並びに園児の若干の増によるものでありまして、408万6,000円を追加補正させていただくものでございます。

歳入が関連いたしますので、11ページをお願いいたします。11ページの一番下の段でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目教育費国庫補助金、5節幼稚園費補助金の幼稚園就園奨励費補助金でございますが、歳出予算の増に伴いまして107万5,000円を補正させていただくものでございます。これは3分の1の国負担ということになっております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、歳入に入りますが、歳入につきましては、先ほどの歳出審査の中で同時説明していただきました。

何かほかに補足説明がありましたらお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 13ページをお願いいたします。

13ページ中ほどになりますが、15款県支出金、2項県補助金、1目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の地域子育て支援拠点施設環境改善事業費補助金でございます。これが81万8,000円を追加補正させていただくものでございますが、これは「安心こども基金」に基づくもので、福岡県地域子育て支援拠点施設環境改善事業費補助金交付要綱の追加要綱に計上するもので、県が事業費の4分の3を負担するということになっております。なお、歳出につきましては、私立保育園補助金の既設予算の枠の中で対応できるというふうに決算を見込んでおりますので歳出については計上をしておりません。以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（中林宗樹委員） 福祉課長。

○福祉課長（宮原 仁） すみません。先ほどの安部啓治委員さんの光ファイバーの関係で、回線の

部分でございますが、私、1月ぐらいになるというふうに申し上げましたけども、回線料は2月3月で組ませていただいていますので、2月からということで訂正をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、歳入を終わります。

歳入歳出全般で、執行部より追加で補足説明はありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） それでは、歳入、歳出全般について質疑はありませんか。

藤井雅之議員。

○委員（藤井雅之委員） 一点だけ、予算の内容ではないのですが、障害者対策費ですとか障害者自立支援費というところで項目が上がっているのですが、この障害の「害」の字を今ひらがなにしようということがだいぶ進んでいるようなんですが、太宰府市としてはその点の考えはお持ちでしょうか。この「害」の字が要は、漢字の「害」が害と取られるということで、ひらがなにしようという動きが広がっているのですがその点についてもしわかれば。

○福祉課長（宮原 仁） 障害の「害」の字ということで、「害」があまり好ましくないということで、今いろいろ近辺の市町村それから全国的にそういうふうな動きもありますけれど、太宰府市におきましても、計画書とか内部的な部分については、ひらがなで「害」を使うような方向性が示されています。ただ、法律に基づくものは、ほとんど漢字できておりますので、それについてはそのまま漢字を使わせていただくというような状況になります。ただ、この予算書につきましては、今のところ担当所管の関係とはまだ話しはしておりませんが、実際、そういった計画書とかそういう部分だけの「害」をひらがなにする方向だけ今しているという状況でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 請願等にも出ておりますけれども、先ほどの説明で私立保育所が定員増ですね。増えているということですね。今までの定員よりも増やしてきているから委託料が増えたという説明を受けております。それから、幼稚園の就園で奨励関係で補助金が増えていると。大体他都市は、幼稚園関係は減っているほうですけど、太宰府市のほうは保育所が何人増えているのか、幼稚園が何人増えたのか参考までに。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） まず、幼稚園のほうですが、太宰府市の私立幼稚園は5カ所ございます。その中で昨年度から比較すると3園の幼稚園が増えております。2園の幼稚園につきましては若干減っております。保育所につきましては、各保育園とも今待機児童数が、申請をされて入所できていない数が、一番新しい情報で11月で154名。今定員が780名になっておりますが、入所人員が906名。あと126名が定員の枠を超えて入所をしております。ただし、これも最低基準がございますので、最低基準の枠内での入所ということになっております。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 幼稚園は何人増えたのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（原田治親） 平成22年5月1日現在で、定員が1270名に対しまして、981名というふうになっております。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

なければ次にいきます。

最後に、補正予算書の5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正について、補足説明をお願いします。

環境課長。

○環境課長（篠原 司） それでは債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。

中段の表の追加、一部事務組合分についてでございます。

大野城太宰府環境施設組合災害復旧事業債についてご説明申し上げます。

これは平成21年7月の中国九州北部豪雨によりまして大野城環境処理センターの進入道路の法面崩落、あるいは土砂堆積など、被災いたしました。

この災害復旧工事を行うにあたりまして、起債を借り入れております。この平成31年度までの太宰府市分の償還額を債務負担行為として行うものであります。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、説明、質疑はすべて終わりました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第73号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第73号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時54分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第74号 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第2、議案第74号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書30ページから41ページにおける主な補正内容について、これから執行部に補足説明



を求めます。

国保年金課長

○国保年金課長（坂口 進） 平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書の31ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、2億1,570万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億195万9,000円とさせていただくものでございます。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

38ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、庶務関係費、14節使用料及び賃借料の補正でございますが、国保の窓口申請や相談にいられたときに、混雑時には紙の番号札を渡し順番待ちをしていただいております。紙の番号札では待ち状況がわかりづらいとの意見もありましたので、改善策として待ち状況がモニターと音声でわかる窓口番号札発券機を設置することにしていまして、今年度、発券機賃借料を予算計上しております。今回市の行事やお知らせなどの自治体情報、それに広告を放映するコミュニティビジョンを設置する業者との協議が整い、無償で発券機の設置ができるようになりましてので、既決予算105万5,000円を全額減額するものでございます。

債務負担行為が関連しておりますので、34ページをお開き願いたいと思います。

一番上の第2表、債務負担行為補正ですけれども、平成23年度から24年度までの2年間、債務負担行為の承認をしていただいておりますが、無償設置にともない合わせて廃止するものでございます。

38ページに戻りまして、

2款1項1目一般被保険者療養給付費の補正でございますが、執行状況等を参考に今後の支出見込みを算定いたしましたところ、主に前期高齢者の給付費の伸びにより、当初予算に不足をしようじますので、9,698万3,000円の追加補正をお願いするものでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費の補正につきましては、退職者医療制度は経過措置を残し廃止をされておりますが、団塊の世代の大量退職に伴い国保への加入者、給付費ともに増加しておりますので、当初予算額に対する不足額3,811万円の追加補正をお願いするものでございます。

3目の一般被保険者療養費の補正につきましても、前年度上半期と比較して高い伸びとなっており、今後の支出に不足を生じると見込まれますので1,107万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、医療技術の高度化に伴い年々増加をしておりますが、給付費と同様に国保加入者の高齢化により、前期高齢者の高額療養費の前年度上半期より10%を超える伸びとなっておりますのが増加の主な要因でございます。つきましては当初予算との不足額2,095万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく2目退職被保険者等高額療養費につきましても同様の事由により953万4,000円の増額補

正を行うものでございます。

次に40ページの3款1項1目後期高齢者支援金は後期高齢者医療費の現役世代の負担金ですが、概算額の通知で拠出し拠出金は2年後に精算を行う仕組みになっていまして、今年度交付額と精算額を調整した後の通知がありましたので、3,062万1,000円の減額補正を行うものでございます。

次、6款1項1目介護納付金につきましても同様に、通知に基づき1,407万3,000円の増額補正を行うものでございます。

11款1項2目23節利子及び割引料は、過年分の精算額が確定したことによる、返還金でございまして、療養給付費と国庫負担金を5,452万7,000円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を6万5,000円、調整交付金等国庫補助金を205万円、それぞれ増額を行い合計5,664万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入のご説明をさせていただきます。

36ページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目療養給付費等負担金は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の支出増加に伴う国庫負担金の増額補正でございまして、給付費1億5,631万2,000円、後期高齢者支援金負担金5,166万8,000円、介護納付金負担金1,451万6,000円、合計2億2,249万6,000円の追加補正を行うものでございます。

同じく2項1目財政調整交付金の補正につきましては、交付確定通知により3,893万円の追加補正を行うものでございます。

3款1項1目療養給付費交付金は、1節現年度分、2節過年度分ともに、交付決定がありましたので、現予算との差額をそれぞれ補正するものでございまして、現年度分を2億1,164万1,000円、過年度分を1億1,451万9,000円、合計3億2,616万円の追加補正をお願いするものでございます。

4款1項1目前期高齢者交付金につきましては、今年度交付額と過年度精算を調整した後の通知に基づき、3億7,188万5,000円の減額補正を行うものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 38ページになりますが、高額療養費の該当者は大体何人ぐらいになってますか。

○委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長

○国保年金課長（坂口 進） 高額療養費の対象者、まず平成21年度の決算額の数字としましては、5,350件、で、前年度からしまして6.5%ほど伸びております。この伸びでいきますと、平成22年度の見込みとしましては約5,700件ほどになるかと思っております。

- 委員長（中林宗樹委員） 副委員長。
- 副委員長（安部 陽委員） 人数にしたらどんなになりますか。
- 委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長
- 国保年金課長（坂口 進） 同じ方が何回も申請される場合がありますので、今統計を行っておりますのが、件数での資料しかございません。申しわけありません。人数としては、この5,700件の中に重複してある方がいらっしゃいますので、この5,700件以内の人数になるかと思えます。
- 委員長（中林宗樹委員） 副委員長。
- 副委員長（安部 陽委員） およそ何人になるか後日でいいですから……。
- 委員長（中林宗樹委員） 国保年金課長
- 国保年金課長（坂口 進） 調べまして後日報告させていただきます。
- 委員長（中林宗樹委員） 副委員長。
- 副委員長（安部 陽委員） 結局、元気な市民をつくるために、そういう高額な方はできるだけ減らしたいという気持ちがありますので、参考までにどれぐらいの方がそんなに……重症と言ったらおかしいけど、そういうふうになってあるのか、お願いしときます。
- 委員長（中林宗樹委員） わかったら後ほどご報告を願います。
- それでは、これで質疑を終わります。
- 討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。
- 採決を行います。
- 議案第74号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

- 委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。
- したがって、議案第74号「平成22年度 太宰府市国民健康保険事業 特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

- 委員長（中林宗樹委員） ここで、午前11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時19分

- 委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第75号 平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（中林宗樹委員） 日程第3、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業 特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書42ページから49ページにおける主な補正内容について、これから執行部に補足説明を求めます。

高齢者支援課長

○高齢者支援課長（古野洋敏） それでは、48、49ページの明細書にもとづきご説明申し上げます。

1款1項1目の一般管理費の地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金、224万1,000円を補正するものでございます。これはグループホームの防災システム、スプリンクラーの設置をするもので、これまで6カ所ございますけれど、今までが275㎡以上が補助の対象となっていました。本年度から275㎡以下が対象になりましたので、6カ所のうち1カ所だけ整備していませんでしたが今回整備するものでございます。これに伴って、46、47ページの歳入の部分ですけども、これすべて224万1,000円は国庫補助金として歳入として計上しているところでございます。

次に、2款1項3目の地域密着型介護サービス給付費、介護報酬給付費、減額500万円でございます。これは本年度の11月までの実績に基づきまして予算の組み替えをするものでございます。

5目の施設介護サービス給付費の介護報酬給付費をこれも500万円同じく組み換えによるものでございます。

次に2款2項1目の介護予防サービス給付費の300万円の減額ですけど、これも11月までの実績に基づきまして予算の組み替えをするものでございます。

次に2款6項1目の特定入所者介護サービス費につきましては、1,300万円。これは今減額した部分をこのサービス費に充てるものでございます。この特定入所者介護サービス費というのは、施設入所者で食事代、部屋代というのが基本は自己負担です。これの非課税世帯につきましては、一定の補助をするものでございます。非課税世帯も3種類ありますので、内訳はいろいろあります。要は非課税世帯に対して減額措置をするために1,300万円を計上してます。

以上でございます。

○委員長（中林宗樹委員） 説明は終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第75号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第7まで一括審査

○委員長（中林宗樹委員） ここで、お諮りします。

日程第4、議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第7、議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」までを、一括議題とし、執行部より一括して説明を受けた後、一括して質疑を行い、議案ごとに討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

それでは、執行部より、一括して簡潔に補足説明をお願いいたします。

福祉課長

○福祉課長（宮原 仁） 議案第81号から議案第84号の議案につきまして、私のほうから一括してご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、本会議でも条例が通りましたけれども、それに伴いますもので環境厚生常任委員会所管分の一般会計、それから各特別会計の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

今回は職員の給与費の補正でございまして、2節給料及び3節職員手当などにつきましては、予算編成時にそれぞれの部署の職員数を見込んで計上いたしておりましたけれども、その後、人事異動等がございましたので、現在の職員体制の中で調整を行うものでございます。それとあわせまして、人事院勧告に伴います条例が11月30日に原案可決を受けました。その人勧分の額をあわせまして今回補正をさせていただくものでございます。よろしくご審議たまわりますようお願いいたします。

○委員長（中林宗樹委員） 執行部より一括して簡潔に説明をしていただきました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

○委員長（中林宗樹委員） 議案第81号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」討論は、ありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 提案されました議案第81号平成22年度太宰府市一般会計補正予算についま

しては、本会議の初日に関連する条例について、市長、副市長、教育長と議員のところについては賛成しておりますが、一般職については反対しております。それに関連する内容でありますので、この提案の補正には反対をいたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第81号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前11時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 議案第82号「平成22年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論は、ありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第82号につきましても、先に反対しました議案第81号と同様の理由でするので反対いたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 議案第83号「平成22年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」討論はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第83号につきましても、議案第81、82号の関連がありますので同様に反対いたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第83号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 議案第84号「平成22年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論はありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案第84号についても、先に反対しました議案第81号から83号と同様の内容でありますので反対いたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前11時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 請願第5号 保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書

○委員長（中林宗樹委員） 日程第8、請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」を議題といたします。

本請願につきましては、本会議2日目に、本請願の紹介議員となっています村山弘行議員から提案理由の説明がありましたとおりです。

また、昨日、本件に関する署名簿が、議長あてに提出されておりますことをご報告いたします。これは、事務局に保管してあります。429名分でございます。

さっそく、協議に入ります。

委員の皆さんから ご意見は ありませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 私はこの請願につきましては、採択するべきと考えます。

請願書のところに、幼保一元化の問題等も触れられていますが、そもそも幼稚園と保育園では施設の成り立ちも違いますし、たとえば給食施設の問題一つをとっても、そういった問題点もあるということは明らかですし、単純に一元化して待機児童の問題が解消できるということでは私

はないと思いますので、この請願の内容については私は採択するべきであると考えます。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにご意見は ありませんか。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 現在政府において、この幼稚園と保育所の制度を一体化する、これは待機児童を解消するという目的で行われております。現在まだはっきりとした意見が出ておりませんので、私は政府の動きを見守りたいと思いますので、継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今、継続審査でどうかという意見がありましたので、ここで継続審査について審査を行いたいと思います。

不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 請願について質問したいことがあるのですが、それはあとでできるのですか。

○委員長（中林宗樹委員） 継続審査が提案されましたので、継続審査をするかどうかを採決して、継続審査にならなかったときには、それをお願いします。

継続審査になった場合は、次の機会のときにご提案願いたいと思います。

よろしいですか。

不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 内容の質疑を先にしてもらおうということとはできないですか。

○委員長（中林宗樹委員） これは動議でございまして、継続審査の採決が先になってきますので、継続審査の採決のあとで審議を行いたいと思いますがよろしいですか。

それでは、ご意見いただきたいと思いますが。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） 私は、継続審査とすることには反対いたします。もう議員任期も残りが少なくなっている状況もありますし、政府に対してこの幼保一元化あるいはこの保育制度の改革というのが問題点があるということを多くの父母の方もこういって連名で代表で請願として請願者にも名前を連ねておられますし、署名も届いているという状況を踏まえれば、私はこの請願は採択を早急にして政府に対してきちんと意見を表明するべきであると考えますので、継続することには反対をいたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに継続審査についてのご意見を。

副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 12月6日付けの日本経済新聞、これに「国の育児支援うまくいくか？」というのが出ていますよね。これ幼保一体化には事業者が反対と。事業者がですよ。しかしここに出てるのは保護者のほうからの……。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長お話中すみません。継続審査とするかしないかということで…

…。

○副委員長（安部 陽委員） いや、そういうことで、私はまだはっきりとした制度が、政府の方針



が決まってないから継続審査ということで、まあ新聞にもそういうことが出ているということを紹介してから……。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにはございませんか。

それでは、本請願を継続審査するところで採決を行います。

請願第5号「保育制度改革に関する意見書提出を求める請願書」を継続審査することに賛成の方は、挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 多数挙手です。

したがって、請願第5号は、継続審査とすべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成3名、反対2名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 請願第6号 安心安全の見地に基づく携帯電話基地局設置の適正化に関する請願

○委員長（中林宗樹委員） 日程第9、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話基地局設置の適正化に関する請願」を議題といたします。

本請願につきましては、本会議2日目に、紹介議員となっています清水章一議員から提案理由の説明がありましたとおりです。

さっそく、協議に入ります。委員の皆さんから ご意見は ありませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） この問題につきましては、当委員会として、現地の電磁波強度が測れないまでも、一応状況視察があるのではないかと提案したいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今、現地調査をしてはどうかという意見が出されましたので、皆様にお諮りします。

現地調査にすることにご異議ありませんか。

（原田久美子委員「異議あり」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） それは指定されたところに行くのか、市内全体に行くのか、それどちらですか。

今、既存しているところに行くわけでしょ。建てられているところに行くわけでしょ。それが市内全体なのか、何か指定されているのか。

○委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） これについては、指定というのは、小・中学校、保育所、幼稚園等、まあ結構幅広い範囲であるわけですよ。それで、学校関係をちょっと聞き取り調査をしましたら、東小、南小校区、まあ南小については横に保育所、幼稚園あるわけですよ。その2カ所ぐらいが、とりあえずどうかと思っているわけですよ。病院とかそういう施設関係はちょっと今調査しきれれておりません。そういう状況です。

○委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） この請願に対して、見に行ったところで、この請願についてどうするかということのをそれから話し合うのか。この請願については先に話し合うべきではないかと思いませんけれども。

○委員長（中林宗樹委員） ほかに意見はありませんか。
副委員長。

○副委員（安部 陽委員） この電磁波の問題は、確か4、5年前に九電が石坂に変電所を設置するときにそういう電磁波の問題があったんですよ。私もそれに携わったのですが、文化的な生活をしようと思えば、いろんな設備が出てくると思うんですよ。この携帯電話も生活に便利だから皆さん全部使っている。それで、いろんな資料を……。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長、ちょっとお話し中すみません。
調査に行くかどうかということで今協議をやっていますので。

○副委員（安部 陽委員） それで、やはりですね、現地を見て、本当なら電磁波がどの程度まで影響しているかということの測定器まで持っていくのが本当だろうと思うのです。

しかしながら、私も現在どういうところに建っているかよくわかりません。学校まで何メートル離れているか。ただメーター数が遠ければあまり影響がないという場合もありますし、しかしながら、いろんなデータが出ておりますけれど、ある国においてはイヤホンを使いながら、何かそんな携帯電話を使っているというような慎重な国もあつたりしますし、子どもさんに使ったらいけないという国もあつたりしてしますので、一度現地を見ていて、そしてどれぐらい離れているか、それを第1点にして、次の機会は私は機械を持ってやはり本当に市民を守るためであれば、それまでの作業をしたあとこれは結論を出すべきだと思っておりますので、とりあえず、本日は、どれぐらい学校との距離があるかを調査したいと思います。

どこということとは私は今のところ決めてはおりませんが、皆さんのほうである程度情報があればそういうところを全部まわってもいいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） 今いろいろとご意見が出ましたけれども、行くべきだと行かなくてもいいというようなご意見もありますので、ここで行くか行かないかについて採決をしたいと思いません。

行くべきだという方は挙手願います。

（大多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 大多数挙手です。

それでは現地視察に行くことに決定いたしました。

〈可決 賛成4名、反対1名 午前11時41分〉

○委員長（中林宗樹委員） 暫時休憩をして、現地視察に行きたいと思いません。

暫時休憩 午前11時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時30分

○委員長（中林宗樹委員） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただ今現地を見てきたわけですが、その上で協議を行いたいと思います。

現地視察、その途中市内にはたくさんアンテナが建っておりますけれども、この件について執行部のほうから何か見解がありましたら、ご意見いただければと思いますが。

環境課長。

○環境課長（篠原 司） 総務省の「携帯電話基地局とわたしたちの暮らし」という資料を配付させていただきますかと思っておりますがよろしいでしょうか。

○委員長（中林宗樹委員） はい。配付をお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（篠原 司） この総務省が作成したパンフレットに基づいて説明いたしたいと思います。

まず、前段になりますが、もちろんご承知のとおり携帯電話につきましては、日本全国また世界各国に広く普及しているものであります。この携帯電話、あるいは携帯電話基地局からの電磁波等の問題につきましては、人体への影響があるのか、あるとすればどれぐらいあるのか、規制値はどれぐらいが妥当なのか、そのフォロー、追跡調査等をどうするのかといったことが考えられますが、市は専門的な知識、技術を要した職員がおりませんし、専門的なそういう研究機関もございません。よって市としましては、公であります総務省の見解を支持しているものであります。

次に、電磁波とは、どういうものから発せられるかということについてご説明いたしたいと思っております。配付資料の2ページの下の方に赤で下線を引いております。ここにも書いてございますように、電磁波の具体的な例といたしましては、CTスキャンやレントゲン、紫外線、可視光線、赤外線、衛星放送、マイクロ波通信などの無線、送電線の類、また、携帯電話、電子レンジ、テレビ、中波・短波ラジオ、電気カーペット、電気毛布、ヘアドライヤー、蛍光スタンド、冷蔵庫、洗濯機などなど、たくさんの物から電磁波が出ると聞いております。

次に4ページをお開きください。中ほどに、ここも赤で下線を引いておりますが、わが国の取り組みといたしまして、十分な安全率が適用されている電波防護指針として、わが国においては約50年以上にわたる国内外の研究成果に基づいて、「電波防護指針」が策定され、その指針に従った規制が導入されています。電波防護指針では、熱作用により人体に有害な影響が及ぶ可能性のある全身における電波の吸収量に約50倍の安全率を考慮してこの基準値を定めています。また、中ほどの下線、携帯電話基地局などは、この基準値を満たしていることを確認した上で設置されているということです。また、その下に下線を引いておりますが、下から5行目の右端から読ませていただきます。WHOでは、国際的なガイドラインを下回る強さの電波により健康に悪影響が発生する証拠はない。携帯電話端末及び携帯電話基地局から放射される電波の曝露により、がんが誘発されたり促進されたりすることは考えにくい。その他の影響（脳の活動、反応時間、睡眠パターンの変更など）についても健康への明らかな重大な影響はないなど主な見解とし

て示しています。

次に6ページをお開きください。真ん中下に図が載っております。先ほども現地を見ていただきましたが、携帯基地局アンテナから発射される電波の地上での電力密度の一例ということで書いてあります。電磁波が一番強いのが基地局から約200m程度離れたところと言われております。そこに一番下の列に書いてございますとおり、基準値の何倍ということが書いてありますが、一番強い200m地点においても基準値の約1000分の1であるということ。下線を書いている、実際に到達する電波の強さは各地点で基準値を大きく下回っているということがあります。また、これは電気通信事業者の方からお伺いしたところですが、基地局から発射される電磁波で人の頭に受ける電磁波よりもそのときに携帯電話を使用するときに発する電磁波のほうが強いということでございます。また、ちなみに九州大学病院においては院内の携帯電話使用ついて、手術室、ICUとかの集中治療室以外につきましては、携帯電話の使用が可能と聞いております。また、請願書の内容には予防原則という言葉が出てきておりますが、先ほども申し上げました50倍という安全率を見込んでいるということで予防原則を採用すまでもないということが言われております。また、WHOにおきましては、国際的なガイドラインはすべての人々を保護するためにつくられているということがございます。すべての人々と言いますのは、たとえば病気の方だとか、高齢者の方であるとか、あるいは子供たちであるとか、そういうこと一切を含むものでございます。説明は以上です。

○委員長（中林宗樹委員） ありがとうございます。

協議に入りたいと思います。

この請願につきまして何かご意見のある方はどうぞ。

藤井正行委員。

○委員（藤井雅之委員） 環境課長、今示していただいたこの総務省の資料ですが、いつ現在に出されたのかわかれば教えてください。というのは、清水議員が紹介議員として資料配布された資料3の中には、WHOのインターフォン研究というのでWHOのこの研究機関のものとしての請願に関する資料配付も出ているのですが、今環境課長が示されたこの総務省の資料のほうでは、4ページにWHOの部分も触れられているのですが、その点ちょっと確認しておきたいのですが。

○委員長（中林宗樹委員） 環境課長。

○環境課長（篠原 司） 基本的に期日は確認いたしておりません。ただ末尾7ページにおいて、Q&Aがございますが、「平成22年3月1日現在」という記述もございますので、それ以降であろうと考えております。

○委員長（中林宗樹委員） それではご意見ありませんか。

原田久美子委員。

○委員（原田久美子委員） 今の執行部のほうからの見解を聞きましたところ、こういうようなものは結局、結論が出てからでは遅いということを私は先に申し述べたいと思います。結果が出てから、きちんと調べておけばよかったということで、先ほど課長が言われたように、市には専

専門的な技術を要する者がいないということであれば、そういう専門職を充てていただきたいと思っております。ちょっとこの請願について私のほうで申し述べますけれども、私、この請願を見ましたときに、内容によっては、字の「不安」という言葉がいくつか出てくるとは思いますけれども、その分につきましては私のほうで不安というのがやはり抽象的なことばではないだろうかということで、請願者の田尻さんと紹介議員である清水議員のほうにこの不安という意味をたずねてみましたところ、安心安全なまちづくりということのために、安心安全なということで行われたので、私なりにこの請願については、結果が出てからでは遅いということを先に言いたいのので、この請願については、最後のところになりますけれども、不安除去のために適切な対応を行うなど太宰府市が指導及び実施することを求めて請願しますというところにつきましては、これは当たり前にしななければならないことであろうと思っておりますので、結果が出る前にそのような専門的な方をお願いして安心安全なまちづくりのためにしていただけたらと思ひまして、この請願につきましては、あとは当たりのまことが書いてありますので、子供のとにかく健康被害にならないための請願でございますので、私は、この請願につきましては賛成といたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにご意見ございませんか。

安部啓治委員。

○委員（安部啓治委員） 午前中現地調査に行きましたし、紹介議員からの資料及び総務省の資料とその他事前にいただいておりましたので、その分につきましては検討させていただきましたし、今執行部からも説明があったとおりでございますが、現実篠栗町や鎌倉市では条例が施行されていること、また各地で健康被害に関する裁判が行われている状況等、事実あるわけでございます。現在ある人工的な環境汚染については、当問題以外にダイオキシン、食品添加物の安全性、作物の農薬の残留リスク、光化学スモッグ、建材によるハウスシック症候群等々、種々あるわけで、これらを含めて、行政としては国が示した基準を順守する立場であること。今回の携帯電話による電磁波については、いまだこの10年から15年という短い期間のデータしかなく、今後の調査が待たれる状況であること。先ほどの説明とWHOの見解については、若干請願の内容とズレがあるみたいでございませうけど、付属機関であるIARCが2010年5月に公表した報告でもやや玉虫色であったと言わざるを得ません。RF曝露については2012年、発がん性の潜在的可能性については2011年にレビューを行うことが予定されていること等々を考えるにこの問題は慎重に対処しなければいけないと思う次第であります。

要旨の③については、係争中の延岡市の判決で、どのような司法判断が下されるのか待たれるところであります。今までの訴訟については、事前に和解が成立しとって、司法の判断が出ていない状況でございます。和解でなく有害による撤去となれば、本請願対象外の施設に拡大する可能性があるわけですから。それらを勘案しますと以上の理由により、本請願は継続審査にし、さらなる調査が必要であろうと考えられます。

ただし、市民の健康問題については、早急に調査し、条例制定の是非についても、速やかに取り掛かるべきであると要望して私の意見といたします。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今安部啓治委員より意見が出されてきて、その中で継続審査にすべきという声がありましたので、ここで継続審査についての意見をいただきたいと思いますが、どうかございませんか。

藤井雅之委員。

○委員（藤井雅之委員） ただ今安部啓治委員から出された継続審査の動議につきましては、反対の立場で本請願は今議会で採択すべきだという立場で一言討論させていただきますが、一点目は先ほど午前中ありました保育制度の問題ともからんで議員の任期も一年を切って半年も切っている状況の中で、継続審査にすることがはたしていいのかどうかということもあります。それと現地調査に行きましたけれども東小学校のところにありました基地局のちょうど電波を発する、先ほど環境課長から追加資料で示された6ページに載っておりますが、この部分と直線上に見るとちょうど3階の教室のところとがほぼ等しい位置になるのではないかということを感じました。あの場所を見たかぎり。そうすると請願の理由にもあります日常多くの子供たちが過ごしている学校で子供たちに健康上の被害が出ないとも限らないということも感じましたので、やはりこの請願は私は採択するべきだと思いますので、継続審査とすることには反対を表明いたします。

○委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） さっき現地を見に行きましたんですけども、この基地局というとらえ方ですね、ああいう大きな基地、それからビルの上に建っている基地とか、そういうふうな基地局でも大きさがいろいろあるんですよ……。

○委員長（中林樹委員） 不老委員、お話中すみませんが、継続審査にするかどうかということで、ご意見をいただきたいのですが、今継続審査について審議しておりますので。

○委員（不老光幸委員） 継続審査にするかどうかを言うためにいろいろ前段で説明をしようとしているんですけども、ただ、どっちかと言うことを求められるということでしたら、私は説明なしで継続審査に賛成します。

○委員長（中林宗樹委員） 副委員長。

○副委員長（安部 陽委員） 請願の理由はよくわかるんですね。やはり少子化になってきておるから大切に育てたいという気持ちは十分あります。しかしながら、この文化的な生活をする、あるいは日常生活で便宜を図るというような世の中になってきておるわけですね。その日常生活とのからみ、そういうものも一ちょっとすぐに継続審査の話になる前段の話でありますから委員長それ認めてください。—そうしないと、そういう日常生活との問題だとかそういうものを総合的に判断しなければならない。それで午前中、東小学校のところ、私も子供は大切だから、すぐにどれくらい離れているか、まず距離との問題が私、一番に頭にきたんだから、距離を見させていただいたらちょうど150m前後ですよ。やはり私はただ建物を見るだけでなく、電磁波が教室に何時間当たっているか、あるいは生徒さんが授業中、今40分授業ですかね、その40分の間さらされた場合どういう影響が出てくるかとか、そういう実態をきちっと把握して、安易にどうこ

うでなくって、やはり子供さんは大切だから、それに対する防護策も出るばあいもあるわけですよ。そういうような防護策で防げないときにはじめて撤去という問題が出てくるから、慎重審議しなくてはいけないと思いますので、もう少しそういう電磁波を測ったりする機会を設けていただいて、そのあとはっきりとした市としての方針を条例なりをつくってもらいたいと思います。やはり子供を守るために、どうするかというのを、もう少し我々は突っ込んだ調査と意見を取り交わして、よりよいものをつくらなくては、やはり市民の安心安全のまちづくり、あるいはそういうような生活はできないと思いますので、私は継続審査にさせていただきます。

○委員長（中林宗樹委員） それでは、意見も出ましたので、ここで採決を行います。  
継続審査についての採決です。

（不老光幸委員「委員長」と呼ぶ）

○委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

○委員（不老光幸委員） 自分の発言を途中で遮られて遺憾に思います。

○委員長（中林宗樹委員） ただ今の意見については、会議終了後ご説明したいと思います。  
本会議と関係ございませんので、そういうことをご了解をいただきたいと思います。

○委員長（中林宗樹委員） それでは、請願第6号「安心安全の見地に基づく携帯電話基地局設置の適正化に関する請願」について継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。  
（多数挙手）

○委員長（中林宗樹委員） 多数挙手です。

したがって、請願第6号は、継続審査とすべきものと決定しました。

〈継続審査 賛成3名、反対2名 午後1時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

ここで、お諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び、閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午後1時51分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成22年2月21日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹